

船橋市農業委員会審査会設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市農業委員会会議規則（昭和29年7月30日規則第1号以下「規則」という。）に基づき開催される会議（以下「総会」という。）に付議すべき事項で会長が特に必要と認める事項について、事前に現地調査及び関係人からの事情聴取等を行い、総会における議案審議の正確、迅速化を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 審査会は、農業委員及び農地利用最適化推進委員をもって構成し、会長及び会長職務代理者は、総括的に審査に参加する。

(審査会の開催)

第3条 審査会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(審査会の編成)

第4条 会長は、審査会構成委員の中から、原則3名の委員をもって審査班を編成する。

2 審査班長は、構成農業委員の互選又は、会長の指名によるものとする。

3 会長は、審査件数等を考慮し、複数の審査班を編成することができる。

(審査)

第5条 審査は農地法等関係法令に基づき、必要に応じ現地調査をしたうえで、関係者から事情聴取及び関係資料の提示を求め行うものとする。

(審査参与の制限)

第6条 審査委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、審査に参加することが出来ないものとする。

(報告等)

第7条 審査委員は、審査案件別に調査票を作成し、会長の承認を受けるものとする。

2 審査班長は、審査した結果を整理し、総会において報告しなければならないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。